

-----  
**規 則**  
-----

高知県不当景品類及び不当表示防止法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月1日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第115号**

**高知県不当景品類及び不当表示防止法施行細則の一部を  
改正する規則**

高知県不当景品類及び不当表示防止法施行細則（平成12年高知県規則第113号）の一部を次のように改正する。

第1条中「次条において「法」という。）の施行について」を「以下「法」という。）を施行するため、法及び不当景品類及び不当表示防止法第12条の規定による権限の委任等に関する政令（平成21年政令第218号）に定めるもののほか、」に改める。

第2条中「第9条第3項」を「第9条第2項」に、「別記様式のとおり」を「別記様式によるもの」に改める。

別記様式中「写真はり付け箇所」を「写真貼り付け箇所」に、「第9条第2項の規定による立入検査」を「第9条第1項の規定により立入検査」に改め、同様式（裏面）を次のように改める。

## **附 則**

この規則は、公布の日から施行する。